

参議院常任委員会調査室・特別調査室

論題	令和3年度社会保障関係予算 － 「15か月予算」による新型コロナウイルス感染症への対応 －
著者 / 所属	安井 朔 / 厚生労働委員会調査室
雑誌名 / ISSN	立法と調査 / 0915-1338
編集・発行	参議院事務局企画調整室
通号	431号
刊行日	2021-2-5
頁	105-124
URL	https://www.sangiin.go.jp/japanese/annai/chousa/rip_pou_chousa/backnumber/20210205.html

※ 本文中の意見にわたる部分は、執筆者個人の見解です。

※ 本稿を転載する場合には、事前に参議院事務局企画調整室までご連絡ください (TEL 03-3581-3111 (内線 75020) / 03-5521-7686 (直通))。

令和3年度社会保障関係予算

— 「15 か月予算」による新型コロナウイルス感染症への対応 —

安井 朔

(厚生労働委員会調査室)

1. はじめに
2. 令和3年度社会保障関係予算の編成の背景
3. 令和3年度社会保障関係予算の編成過程
4. 令和2年度第三次補正予算及び令和3年度社会保障関係予算の主要事項
5. おわりに

1. はじめに

令和3年度一般会計予算(106兆6,097億円)における社会保障関係費は35兆8,421億円であり、一般会計予算の33.6%を占める。前年度当初予算比で1,507億円(前年度比+0.4%)の増額¹となった²。

社会保障関係費の内訳は、年金給付費12兆7,005億円³(同+1.4%)、医療給付費11兆9,821億円(同▲1.4%)、介護給付費3兆4,662億円(同+2.4%)、少子化対策費3兆458億円(同+0.2%)、生活扶助等社会福祉費4兆716億円(同+0.4%)、保健衛生対策費4,768億円(同▲3.6%)、雇用労災対策費991億円(同+151.1%)となっている。また、厚生労働省所管の特別会計の歳出純計額は、労働保険特別会計が4兆9,202億円(同+22.8%)、年金特別会計が71兆2,855億円(同+1.4%)となっている。このほか、厚生労働省所管分として東日本大震災復興特別会計に135億円(同▲20.9%)が計上されている⁴。

¹ 「臨時・特別の措置」に要する経費を除いた令和2年度当初予算額と比較した値(以下同)。なお、同経費を含めた値と比較した場合、1,020億円の増額となる。「臨時・特別の措置」は、消費税率引上げ前後の需要変動の平準化を図り、経済の回復基調に影響を及ぼさないよう万全を期す観点から、令和元年度及び令和2年度のみ講じられた措置であり、令和3年度においては継続していない。

² 一般会計歳出から国債費及び地方交付税交付金等を除いた一般歳出(66兆9,020億円)に占める社会保障関係費の割合は53.6%である。

³ 令和3年度の年金額改定率を±0%と見込んで計上している。

⁴ 係数については、四捨五入によっているため、端数においては合計と合致しないものがある(以下同)。

予算編成過程において厚生労働省と財務省の間で協議が行われ、最終的には田村厚生労働大臣と麻生財務大臣間の大臣折衝を経て、令和3年度予算（以下「当初予算」という。）における社会保障関係費の実質的な伸びは、令和2年度（約4,100億円）を下回る約3,500億円⁵とすることとされた。なお、後述するように、令和元年度から令和3年度までの「基盤強化期間」において、社会保障関係費の実質的な伸びを「高齢化による増加分に相当する伸び」（いわゆる自然増）におさめるとの方針が取られている。令和3年度における自然増は約4,800億円と見込まれたが、制度改革・効率化⁶の効果により社会保障関係費の実質的な伸びは1,300億円程度圧縮され、前記の方針は達成された。

一方、令和2年1月以降、世界中で感染拡大した新型コロナウイルス感染症（以下「新型コロナ」という。）への対応のため、これまで政府は2度にわたる補正予算の編成や予備費の活用等を行ってきた。12月15日に閣議決定された令和2年度補正予算（第3号）（以下「三次補正」という。）は、いわゆる「15か月予算」の考え方の下、当初予算と一体として編成され、引き続き新型コロナに対応するための予算が計上されている。三次補正による歳出の追加額は21兆8,353億円⁷であり、当初予算のみを見れば総額は抑えられたが、実質的には財政規律のたがが外れてしまったとの指摘⁸もなされている。

また、社会保障関係費の増大が続く中で、社会保障制度改革の道筋をつけることが課題となっていた。全世代型社会保障検討会議が取りまとめた「全世代型社会保障改革の方針」は、後期高齢者の自己負担割合の引上げは令和4年度後半までの間で政令で定める時期に実施するとし、少子化対策について不妊治療への保険適用を実現するまでの間、現行の助成制度を大幅に拡充するとし三次補正に盛り込まれた。

本稿では新型コロナに対するこれまでの予算上の対応を振り返りつつ、全世代型社会保障検討会議の議論にも触れ、三次補正及び当初予算の編成過程及び主要事項を紹介する⁹。

2. 令和3年度社会保障関係予算の編成の背景

（1）新型コロナに対する令和元年度・2年度予算における対応

ア 新型コロナウイルス感染症緊急対応策

令和2年2月13日に、「新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策」（以下「緊急対応策第1弾」という。）が取りまとめられ、令和元年度一般会計予備費103億円を含む総額153億円の対応策を実行することとされた。このうち、厚生労働省関係は139億円である。主な対応として、帰国者等の受入支援、検査体制及び感染症患者の受入体制の強化、水際対策の強化、雇用調整助成金の要件緩和¹⁰等の措置が講じられた。

⁵ 新型コロナウイルス感染症の影響を受けた足元の医療費動向を踏まえ医療費に係る国庫負担分を2,000億円程度減少させたベースと比較した実質的な伸び。

⁶ 毎年薬価改定の実現により1,000億円程度、これまでの制度改革の効果発現により700億円程度圧縮され、介護報酬改定により200億円程度、障害福祉サービス等報酬改定により100億円程度の増となった結果。

⁷ うち厚生労働省所管分として4兆7,330億円が計上されている。

⁸ 『朝日新聞』（令2.12.22）

⁹ 本稿は令和3年1月20日現在の制度や情報等に基づく。

¹⁰ 日中間の人の往来の急減により影響を受ける事業主であって、前年度の中国（人）関係売上等が全売上高等の一定割合以上（10%）である者を対象に、支給要件を緩和した。なお、雇用調整助成金は、これ以降、累

3月10日には、「新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策―第2弾―」が取りまとめられ、緊急対応策第1弾に加え、令和元年度予備費2,715億円を含む総額4,308億円の財政措置を講ずることとされた。このうち、厚生労働省関係は3,168億円である。主な対応として、マスク対策、医療提供体制の整備、雇用調整助成金の特例措置の拡大¹¹、小学校等の臨時休業に伴う保護者の休暇取得支援、個人向け緊急小口資金等の特例貸付¹²の実施等の措置が講じられた。

イ 令和2年度第一次補正予算

4月7日には、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策及び令和2年度補正予算（第1号）（以下「一次補正」という。）が閣議決定された¹³。

一次補正による歳出の追加額は計25兆6,914億円¹⁴である。厚生労働省所管分としては、1兆6,371億円¹⁵が計上されたが、その主な内容は次のとおりである。

感染症拡大防止策と医療提供体制の整備及び治療薬の開発のために6,695億円が計上され、そのうち新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金¹⁶の創設に1,490億円、ワクチン・治療薬の開発促進等に275億円、マスク・消毒用エタノール等の物資の確保に1,838億円、小学校等の臨時休業等に伴う保護者の休暇取得支援に1,673億円、福祉施設における感染症拡大防止策に272億円¹⁷、PCR検査等の検査体制の確保に49億円が計上された。

また、雇用の維持と事業の継続のために9,627億円が計上され、そのうち雇用調整助成金の特例措置の更なる拡大¹⁸に8,330億円、個人向け緊急小口資金等の特例貸付の実施に359億円が計上された。

加えて、強靱な経済構造の構築のために54億円が計上された。

ウ 令和2年度第二次補正予算

5月27日には、令和2年度補正予算（第2号）（以下「二次補正」という。）が閣議決定された。二次補正による歳出の追加額は、計31兆9,134億円¹⁹である。厚生労働省所

次にわたり特例措置の実施が行われた。

¹¹ 支給要件緩和の対象について新型コロナの影響を受ける全ての事業主への拡大、特別な地域にある事業者に対する助成率の引上げ等の措置を講じた。

¹² 生活福祉資金貸付に特例を設け、新型コロナの影響により収入減少があった世帯を対象に資金を貸し付けるとともに、据置期間、償還期限を延長する等の措置を講じた。

¹³ 当初は生活支援臨時給付金（仮称）の創設により収入が減少した世帯に対し1世帯当たり30万円の給付を行うことを予定していたが、支給対象等を変更し、特別定額給付金の創設により全ての国民を対象に一律に1人当たり10万円の給付を行うため、4月20日に緊急経済対策及び一次補正等の変更を閣議決定した。

¹⁴ 変更の閣議決定後の額。変更前は16兆8,057億円であった。

¹⁵ うち労働保険特別会計に9,101億円が計上された。

¹⁶ 新型コロナへの対応として緊急に必要な医療提供体制の整備等について、都道府県の取組を包括的に支援するための交付金である。具体的な事業メニューは、入院患者を受け入れる病床の確保、入院医療機関における設備整備、重症患者に対応できる医師・看護師等の派遣、軽症者の療養体制の確保等とされた。

¹⁷ 放課後児童クラブ、ファミリー・サポート・センター事業等における感染症拡大防止策については、内閣府に計上。

¹⁸ 4月1日から6月30日までの緊急対応期間内において、助成率を引き上げること、緊急雇用安定助成金により雇用保険被保険者ではない労働者の休業も助成金の対象に含めること等の措置を講じた。

¹⁹ 歳出の修正減少額を含めた補正額は31兆9,114億円である。

管分としては、4兆9,733億円²⁰計上されたが、その主な内容は次のとおりである。

検査体制の充実、感染拡大防止とワクチン・治療薬の開発のため2,719億円が計上され、そのうち地域外来・検査センターの設置とPCR・抗原検査の実施に366億円、ワクチンの早期実用化のための体制整備に1,455億円が計上された。

ウイルスとの長期戦を戦い抜くための医療・福祉の提供体制の確保のために2兆7,179億円が計上され、そのうち新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金の抜本的拡充に2兆2,370億円が計上された。このうち医療分²¹は1兆6,279億円、新たに交付の対象とされた介護・福祉分野等²²は6,091億円である。

雇用調整助成金の抜本的拡充を始めとする生活支援のために1兆9,835億円が計上され、そのうち雇用調整助成金の抜本的拡充²³に7,717億円、新型コロナウイルス感染症対応休業支援金²⁴の創設に5,442億円、個人向け緊急小口資金等の特例貸付の実施に2,048億円、低所得のひとり親世帯への臨時特別給付金の支給²⁵に1,365億円が計上された。

エ 新型コロナウイルス感染症対策予備費

令和2年度予算では、新型コロナウイルス感染症対策予備費として、一次補正で1兆5,000億円、二次補正で10兆円と、合わせて11兆5,000億円が計上された。なお、三次補正において、1兆8,500億円が減額される予定である²⁶。

令和3年1月15日現在における同予備費使用残高は3兆8,144億円²⁷である。(令和3年1月15日現在における新型コロナウイルス感染症対策予備費の社会保障分野に関する主な使用実績は図表参照)

(2) 骨太方針等

「経済財政運営と改革の基本方針2018」²⁸(以下「骨太方針2018」という。そのほかの各年における「経済財政運営と改革の基本方針」についても同様とする。)が示した「新経済・財政再生計画」は、令和元年度から令和3年度を「基盤強化期間」と位置付けた。同

²⁰ うち一般会計に3兆8,507億円、労働保険特別会計に1兆4,446億円が計上された。なお、一般会計から労働保険特別会計への繰入があるため、3,220億円が重複する。

²¹ 新たに重点医療機関への支援、患者と接する医療従事者等への慰労金の支給、救急・周産期・小児医療機関の院内感染防止対策、医療機関・薬局等における感染拡大防止等のための支援等の取組が交付金の対象とされた。

²² 感染症対策を徹底した介護・福祉サービス等の提供をするために必要な経費、介護・障害福祉事業所に勤務し、利用者と接する職員への慰労金の支給、介護・障害福祉サービス利用の再開支援等が交付金の対象とされた。

²³ 4月1日から9月30日まで、解雇等を行わない場合の中小企業に対する助成率の引上げ、助成額の日額上限額の引上げ、出向期間要件の緩和等を行った。

²⁴ 新型コロナ及びそのまん延防止の措置の影響により休業させられた中小企業の労働者のうち、休業中に賃金(休業手当)を受けることができなかった者に対して、当該労働者の申請により、支給するもの。なお、雇用保険の被保険者ではない労働者には、「新型コロナウイルス感染症対応休業給付金」が支給される。

²⁵ 児童扶養手当を受給しているひとり親世帯等への給付である基本給付及び一部を除く基本給付の支給対象者のうち新型コロナの影響を受けて家計が急変し、収入が減少している者への給付である追加給付から成る。

²⁶ 実際に減額が行われるのは、三次補正の成立後である。

²⁷ 三次補正における減額後の予備費残額。

²⁸ 平成30年6月15日閣議決定。

期間内に編成される予算について、社会保障関係費の実質的な増加を高齢化による増加分に相当する伸びにおさめるとの方針を令和3年度まで継続するとした。この計画実現に向け、骨太方針2020において、給付と負担の在り方を含め社会保障の総合的かつ重点的に取り組むべき政策を取りまとめ、早期に改革の具体化を進めることとした。

図表 新型コロナウイルス感染症対策予備費の主な使用実績（社会保障関係）

閣議決定日（令和2年）	事項	金額（億円）
5月26日	医療用マスク・ガウン等の優先配布	1,680
	診療報酬上の特例的な措置	159
8月7日	個人向け緊急小口資金等の特例貸付	1,777
	検疫体制の強化	330
9月8日	ワクチンの確保	6,714
9月15日	検査体制の抜本的な拡充	131
	医療提供体制の確保	11,946
	ワクチンの確保等	948
	個人向け緊急小口資金等の特例貸付等	3,361
10月16日	雇用調整助成金の特例措置	4,391
12月11日	ひとり親世帯臨時特別給付金 ²⁹	737
12月25日	更なる病床確保のための緊急支援 ³⁰	2,693

（出所）財務省「令和2年度一般会計新型コロナウイルス感染症対策予備費使用実績（令和3年1月15日現在）」を基に筆者作成

骨太方針2019³¹は、基盤強化期間中の予算編成について、骨太方針2018と同様の方針に基づき行うこととした。社会保障分野に関する基本的な考え方として、医療等の分野については、骨太方針2020において、給付と負担の在り方を含め社会保障の総合的かつ重点的に取り組むべき政策を取りまとめることとした³²。

一方、骨太方針2020³³では、新型コロナへの対応が喫緊の課題であることから、記載内容が大きく絞り込まれ、今後の政策対応の大きな方向性に重点が置かれた。そのため、骨太方針2019のうち、骨太方針2020に記載がない項目については、引き続き着実に実施すると整理されるにとどまった。

²⁹ 一定の要件を満たす二次補正における基本給付の支給対象者に対して、再度、同様の基本給付の支給を実施する。

³⁰ 新型コロナ患者を受け入れる病床が一部の地域でひっ迫し始めている中で、更なる受入病床と人員を確保するため、令和2年度中の緊急的な措置として、新型コロナ患者の受入病床を割り当てられた医療機関に対して、新型コロナ対応を行う医療従事者を支援して受入体制を強化するための補助を行う。

³¹ 令和元年6月21日閣議決定。

³² 年金及び介護については、必要な法改正も視野に入れ、令和元年末までに結論を得るとした。

³³ 令和2年7月17日閣議決定。

骨太方針 2020 は、国民の生命・生活・雇用・事業を守り抜くことが、政府として最重要の責務であるとの認識の下、感染拡大防止・収束、検査体制の拡充等の感染拡大防止策の進化や医療提供体制の充実、治療薬・ワクチンの開発の加速、国際的な感染防止対策への貢献、雇用の維持と事業の継続の支援等を行うとした。

また、感染症拡大を踏まえた経済・財政一体改革の推進において、社会保障について、柔軟で強靱な医療提供体制の構築、デジタル化・オンライン化の実現を行い、国民皆保険を維持しつつ、基盤強化期間内から改革を順次実行し、社会保障制度をより持続可能なものとし、次世代に継承するとした。

(3) 全世代型社会保障検討会議

全世代型社会保障検討会議は、令和元年9月20日に初会合を行い、同年12月19日の第5回会合において中間報告を、令和2年6月25日の第9回会合において第2次中間報告を、同年12月14日の第12回会合において「全世代型社会保障改革の方針」を取りまとめた。翌日、政府は同方針を閣議決定した。会議設置当初は令和元年内に中間報告を行い、令和2年夏に最終報告を行うとの方針であったが、新型コロナウイルスの影響により審議が一時中断された状況などを踏まえ、同年末に最終報告が延期され、それに伴い第2次中間報告が行われることとなった。

第2次中間報告は、令和元年12月の中間報告以降検討したフリーランス、介護、最低賃金、少子化対策等のテーマについて取りまとめた。医療については、令和2年末の最終報告に結論が先送りされた。また、新型コロナウイルスの感染拡大を踏まえた社会保障の新たな課題について、感染拡大防止に配慮した医療・介護・福祉サービスの提供、感染症への対応の視点も含めた医療提供体制の整備、生活不安・ストレスを背景とする諸問題への対応、経済情勢の悪化に伴う雇用・生活への支援³⁴、エビデンスに基づく予防・健康づくりの促進、国民不安への寄り添い等を行うこととした。

最終報告である「全世代型社会保障改革の方針」は、少子化対策及び医療について取りまとめた。少子化対策のため、不妊治療への保険適用等、待機児童の解消、男性の育児休業の取得促進等の取組を進めるとした。

不妊治療への保険適用について、令和4年度当初から実施する³⁵こととし、保険適用までの間、現行の不妊治療の助成制度について、所得制限の撤廃や助成額の増額等、対象拡大を前提に大幅な拡充を行い、経済的負担の軽減を図るとし、不育症³⁶の検査やがん治療に伴う不妊についても、新たな支援を行うとした。

³⁴ 雇用調整助成金の拡充や休業支援金の創設などによる雇用の維持や、解雇・雇止め等にあつた非正規雇用労働者等に対するハローワークによる就職支援、人手不足が深刻化している福祉等の業種へのマッチング支援の強化等を行うとした。

³⁵ 令和2年度中からガイドラインの検討を始め、令和3年度の夏頃に学会ガイドラインを完成させ、保険外併用の仕組みの手続と並行して中央社会保険医療協議会で議論を行い、年明けに保険適用を決定し、準備期間を経て、令和4年度より保険適用を開始するとの工程表を示した。

³⁶ 令和2年11月30日に公表された「不育症対策に関するプロジェクトチームによる検討報告」は、不育症について、「不育症は単一の診断名ではなく、複数の病態を含むカテゴリーであり、『2回以上の流産・死産の既往』がある者に対して一般に用いられている用語」としている。

待機児童の解消について、令和2年末までに「新子育て安心プラン」³⁷を取りまとめ、令和3年度から令和6年度末までの4年間で約14万人分の保育の受皿を整備するとした。その財源に充てるため、児童手当について、高所得の主たる生計維持者³⁸を特例給付³⁹の対象外とするとした⁴⁰。

男性の育児休業の取得促進について、民間企業における男性の育児休業取得を促進するための取組の検討等を行うとした⁴¹。

また、医療について、医療提供体制の改革⁴²、後期高齢者の自己負担割合の引上げ、大病院への患者集中を防ぎかかりつけ医機能の強化を図るための定額負担の拡大等の取組を行うとした。

後期高齢者の自己負担割合の在り方について、課税所得が28万円以上⁴³であり、かつ年収200万円以上⁴⁴である後期高齢者（現役並み所得者は除く）に限り、医療費の窓口負担割合を2割とし、それ以外の者は1割とするとした。中間報告は遅くとも令和4年度初までには改革を実施できるよう成案を得るとしていたが、最終的に施行時期は令和4年度後半までの間で政令で定めるとした。

大病院への患者集中を防ぎかかりつけ医機能の強化を図るための定額負担の拡大について、地域の実情に応じて明確化される「紹介患者への外来を基本とする医療機関」のうち一般病床200床以上の病院にも、紹介状なしで外来受診した患者に対し定額負担を求めるとした。また、より外来機能の分化の実効性が上がるよう、保険給付の範囲から一定額⁴⁵を控除し、それと同額以上の定額負担を患者に対し追加的に求めるよう仕組みを拡充するとした。

3. 令和3年度社会保障関係予算の編成過程

(1) 令和3年度予算概算要求

例年の概算要求は、閣議了解される各年度の「予算の概算要求に当たっての基本的な方

³⁷ 令和2年12月21日公表。令和3年度から令和6年度末までの4年間で約14万人分の保育の受皿を整備するほか、地域の特性に応じた支援、魅力向上を通じた保育士の確保、地域のあらゆる子育て資源の活用を柱として、支援を行うとした。その財源について、令和7年度までの追加所要額は約1,440億円である。そのうち事業主拠出金財源が約1,000億円であり、児童手当の特例給付の見直しによる財源等を充当することにより得られる公費財源が約440億円である。なお、令和3年度予算における追加所要額は約529億円である。

³⁸ 子供2人と年収103万円以下の配偶者の場合、年収1,200万円以上の者が該当する。

³⁹ 児童を養育している者の所得が、児童手当支給の所得制限限度額以上の場合に、児童1人当たり月額一律5,000円を支給する制度である。

⁴⁰ 令和4年10月支給分から適用するとし、令和3年の常会に必要な法案の提出を図るとした。

⁴¹ 出生直後の休業の取得を促進する新たな枠組みの導入等のため、令和3年の常会に必要な法案の提出を図るとした。

⁴² 都道府県の医療計画への新興感染症等対応の位置付け、地域医療構想に関して各医療機関の役割分担を協議する枠組みの維持及びその財政支援、医療機関が都道府県に外来機能を報告する制度の創設、オンライン診療の推進、医師の働き方改革の推進、医療関係職種の専門性を生かした医療提供体制の推進、医師偏在に関する実効的な対策等を進めるとした。

⁴³ 後期高齢者に占める割合は上位30%（現役並み区分を除くと23%）である。

⁴⁴ 単身世帯の場合は年収200万円以上の者が対象となるが、複数世帯の場合は後期高齢者の年収合計が320万円以上が対象となる。

⁴⁵ 初診の場合、2,000円程度と例示している。

針について」に基づき行われる。この中で、年金・医療等に係る経費は、前年度当初予算における額にいわゆる自然増の額として示される額を加算した額の範囲内において要求することが求められる。しかし、令和3年度予算概算要求は、新型コロナへの対応が喫緊の課題である一方、令和3年度における予算を始めとする対応について、概算要求段階で予見することに限界があるため、令和2年7月21日の閣議における麻生財務大臣の発言の中で伝えられた令和3年度予算の概算要求の「具体的な方針」に基づき行われるなど、例年とは異なる対応が取られた。

「具体的な方針」は、令和3年度予算概算要求について、要求期限を例年より1か月遅らせ9月30日とするとともに、概算要求の段階で予算額を決めることはせず、その仕組みや手続をできる限り簡素なものとするとした。その上で（1）要求額は、基本的に、対前年度同額とする、（2）新型コロナへの対応など緊要な経費については、別途、所要の要望を行うことができることとする、（3）これまでの安倍内閣の歳出改革の取組を強化するとともに、予算の中身を大胆に重点化する、（4）年金・医療等に係る経費の高齢化等に伴ういわゆる自然増、厚生年金保険事業に係る国庫負担の繰入れに必要な経費、社会保障の充実等の平年度化に伴う対前年度からの増加の取扱い等については、予算編成過程で検討することとする旨を示した。

その後、9月16日に安倍内閣が総辞職し、新たに菅内閣が成立した。同日、菅内閣の初閣議において決定された「基本方針」は、安倍内閣における取組を継承し、更に前に進めるとするとともに、新たにデジタル化や不妊治療の保険適用について言及するなど注目を集めた。

令和3年度厚生労働省予算概算要求は、前述の「具体的な方針」に基づき、新型コロナへの対応など緊要な経費については、原則金額を明示しない事項要求として別途要望し、いわゆる自然増等と合わせて予算編成過程で検討するとした。また、菅内閣が掲げた不妊治療への支援の推進についても、9月16日に閣議決定された「基本方針」の下、骨太方針2020⁴⁶を踏まえ、財源と合わせて、予算編成過程で検討するとした。

（2）令和2年度第三次補正予算・令和3年度予算

令和2年12月8日には、「令和3年度予算編成の基本方針」が閣議決定された。同方針は、同時に閣議決定された「国民の命と暮らしを守る安心と希望のための総合経済対策」に基づき、いわゆる「15か月予算」の考え方で、新たに三次補正を、当初予算と一体として編成するとした。

同月15日には、三次補正が閣議決定された。三次補正による歳出の追加額は21兆8,353億円⁴⁷であり、厚生労働省所管分としては、4兆7,330億円⁴⁸が計上されている。

同月21日には、当初予算が閣議決定された。閣議決定に先立ち、同月17日に大臣折衝

⁴⁶ 総合的な少子化対策の一例として、「不妊治療への支援」を挙げた。

⁴⁷ 歳出の修正減少額を含めた歳出の補正額は15兆4,271億円である。

⁴⁸ うち一般会計が3兆8,010億円、労働保険特別会計が1兆3,422億円である。なお、一般会計から労働保険特別会計への繰入があるため、4,103億円が重複する。

が行われ、社会保障関係費の実質的な伸びを3,500億円程度とすることや、毎年薬価改定の実現、介護報酬改定及び障害福祉サービス等報酬改定、社会保障の充実、全世代型社会保障制度改革の推進等が合意された。

令和3年度の消費税増収分の13.4兆円⁴⁹については、基礎年金国庫負担割合2分の1として3.4兆円、社会保障の充実に3.9兆円、消費税率引上げに伴う社会保障4経費の増加分として0.6兆円、後代への負担のつけ回しの軽減に5.1兆円を充てるとされている。

4. 令和2年度第三次補正予算及び令和3年度社会保障関係予算の主要事項

当初予算では、いわゆる「15か月予算」の考え方の下、三次補正と合わせて切れ目のない予算措置を行うこととされている。そのため、本項では、三次補正及び当初予算を併せて記載することとする。

(1) 新型コロナへの対応

三次補正では、新型コロナの感染拡大防止策のために2兆5,484億円、雇用調整助成金による雇用維持の取組の支援に1兆4,679億円が計上されるなど、医療・雇用等に関する新型コロナへの対応は特に三次補正において重点的に措置が講じられている。

ア 医療提供体制の確保・感染拡大の防止

三次補正では、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（医療分）⁵⁰による支援に1兆1,763億円が計上されているほか、診療・検査医療機関⁵¹の感染拡大防止等の支援に212億円、医療機関・薬局等の感染拡大防止等の支援に858億円、G-MIS⁵²の機能拡充や全国の病院等を検索できる医療情報サイトの構築等のため29億円、病床がひっ迫した際にも地域において必要とされる医療を提供できる体制整備のため国立病院機構における医療機器等の設備整備への支援⁵³に93億円、医療・福祉事業者への資金繰り支援のため1,037億円、新型コロナ対策に必要な経費の支援や物資の確保等による福祉施設のサービスや事業の継続支援⁵⁴に1,459億円が計上されている。

当初予算では、介護サービス事業所、障害福祉サービス事業所等における感染拡大防止対策の徹底等によるサービス提供体制の継続支援や都道府県による職員の応援体制等の構築のため新規に12億円及び地域医療介護総合確保基金として計上された137億円の一部が計上されている。また、「医療のお仕事Key-Net」⁵⁵等を活用した医療機関・保健所等における必要な医療人材の確保のため新規に0.7億円が計上されている。

⁴⁹ 軽減税率制度による減収影響が除外されている。

⁵⁰ 新たに事業内容に外国人患者の受入れのための支援等が追加されている。

⁵¹ 都道府県の指定に基づき専ら発熱患者等を対象とした外来体制をとる医療機関。

⁵² 新型コロナウイルス感染症医療機関等情報支援システム。全国の医療機関から、病床の稼働状況、病床や医療スタッフの状況、医療機器や医療資材の確保状況等の一元的な把握を行う。

⁵³ 陰圧装置や空気清浄機、消毒装置、人工呼吸器、移動式X線装置、超音波画像診断装置、CT撮影装置等の設備整備を対象とする。

⁵⁴ このため、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（介護分及び障害福祉サービス等分）の不足分の積み増しや個室化支援、マスクの購入や消毒に必要な経費の補助等を行う。

⁵⁵ 新型コロナに対応する中、地域医療を支える医療機関における人材確保を促進するために厚生労働省が開設した、医療機関・保健所等の医療人材の求人情報サイト。

イ 新型コロナを踏まえた診療報酬上の特例的な対応

これまでも新型コロナに関して令和2年度予備費等で診療報酬上の特例的な対応⁵⁶が取られていたところ、令和2年12月15日に厚生労働省保険局医療課が発出した事務連絡により、新たに外来における小児診療等に係る評価⁵⁷及び新型コロナからの回復患者の転院支援⁵⁸について、特例的な対応が取られることとなった。このため、三次補正では71億円が計上されている。なお、同事務連絡による臨時的な取扱いは、当面、令和2年度中までの措置とし、令和3年度における取扱いについては、予算編成過程において検討することとされた。

その後、12月17日の大臣折衝において、当初予算における診療報酬上の対応として、外来における小児診療等に係る評価については、令和3年9月末までは同様の措置を講じ10月以降は同年度末まで規模を縮小した措置を講ずること⁵⁹とされたほか、感染予防策を講じた一般診療等に係る対応について新たに特例的な対応⁶⁰が取られることとなった。同対応については、同年9月末までの措置とし10月以降は延長しないことを基本の想定としつつ、必要に応じ柔軟に対応することとされた。また、これまで令和2年度予備費等で措置してきた特例措置については、当面の間、継続するとした。こうした診療報酬上の特例的な対応のため、当初予算では455億円が計上されている。

ウ 検査体制の充実・ワクチン接種体制の整備・研究開発体制の強化

三次補正では、PCR検査及び抗原検査等の検査体制の更なる充実のため672億円が計上されている。また、市区町村が行う一定の高齢者等⁶¹に対する行政検査以外の検査の取組支援に42億円、ワクチン接種体制等の整備に5,798億円、ワクチン・治療薬の開発・安全性の確保等⁶²に1,606億円、検疫における検査体制及び人員体制の確保等による水際対策の強化や検査機器や庁舎等の整備による国立感染症研究所の機能・体制強化のため584億円、HER-SYS⁶³等の感染症対策関係システムや訪日外国人の健康状

⁵⁶ 主な対応は、令和2年4月8日から新型コロナを疑う患者への外来診療に係る院内トリアージ実施料や新型コロナ患者への入院診療に係る救急医療管理加算、二類感染症患者入院診療加算の算定、4月18日から中等症・重症患者の受入れに係る特例的な対応、5月26日から中等症・重症患者の診療の評価の見直し、9月15日から呼吸不全管理を要する中等症以上の入院患者に対する診療の評価の見直しの実施等である。

⁵⁷ 小児の外来診療等においては、特に手厚い感染症対策が必要であること等を踏まえ、小児特有の感染予防策を講じた上で外来診療等を実施した場合、初再診に関わらず患者毎に医科においては100点、歯科においては55点、調剤においては12点に相当する点数を特例的に算定できることとした。

⁵⁸ 新型コロナから回復した後、引き続き入院管理が必要な患者を受け入れた医療機関において、必要な感染予防策を講じた上で入院診療を行った場合の評価を3倍に引き上げることとした。

⁵⁹ 医科においては50点、歯科においては28点、調剤においては6点に相当する加算等を追加的に算定できることとした。

⁶⁰ 医科及び歯科に係る外来診療においては5点、医科及び歯科に係る入院診療においては1日当たり10点、調剤においては4点、訪問看護においては1回当たり50円に相当する加算等を追加的に算定できることとした。

⁶¹ 65歳以上の高齢者、慢性閉塞性肺疾患、慢性腎臓病、糖尿病、高血圧、心血管疾患等を有する者を想定している。この中で、市区町村の判断で対象者を設定する。

⁶² 国産ワクチンに関する大規模臨床試験等の支援やアジア地域における臨床研究・治験ネットワークを加速するための臨床研究中核病院の支援体制の強化等を行う。

⁶³ 新型コロナウイルス感染者等情報把握・管理支援システム。新型コロナ感染者等の情報を電子的に入力し、一元的に管理、関係者間で共有することにより、保健所等の業務負担の軽減及び情報共有・把握の迅速化を図る。

態をフォローアップする体制の整備⁶⁴に 161 億円が計上されている。

当初予算では、検疫所における民間検査機関の活用等による検査体制の確保や人員体制の確保等のため、検疫所における水際対策等の推進のため計上された 207 億円の一部⁶⁵が計上されている。また、潜在保健師等の専門家の派遣の仕組みである I H E A T の創設等による保健所等の機能強化のため新規に 9.2 億円、今後の感染症対策に資するよう、感染症対策関係システムの総合的な運用に向けた次期システムの開発、機能・連携強化のため新規に 8.8 億円、国立感染症研究所における疫学情報等の集約や人材育成、有事における情報発信体制の整備等のため新規に 9.9 億円、国立国際医療研究センターの体制強化に 13 億円（前年度比+6.7 億円）、日本医療研究開発機構における新型コロナに関する研究を含めた研究開発支援に 476 億円（同+1 億円）が計上されている。

エ 雇用就業機会の確保等

三次補正では、雇用調整助成金による雇用維持の取組の支援⁶⁶のため 1 兆 4,679 億円、在籍型出向の活用による雇用維持等への支援のため、出向元事業主及び出向先事業主への助成を一体とした産業雇用安定助成金の創設や、産業雇用安定センターによる企業間のマッチング体制の強化、他業種への転換を図る事業主を支援するため人材開発支援助成金の対象の拡充⁶⁷等に 56 億円が計上され、当初予算では、同様の取組に 6,853 億円（同+6,781 億円）が計上されている。

業種・職種を越えた転換を伴う再就職等を促進する都道府県の取組を支援するため、三次補正では 11 億円が計上され、当初予算では同様の取組に 117 億円（同+59 億円）が計上されている。

新規学卒者等への就職支援の強化に、三次補正では 0.9 億円が計上され⁶⁸、当初予算では同様の取組に 102 億円（同+15 億円）が計上されている⁶⁹。就労経験のない職業に就くことを希望する新型コロナの影響による離職者を試行雇用する事業主への助成制度のため、三次補正では制度要求⁷⁰を行い、当初予算では同様の取組に 54 億円（同+41 億円）が計上されている。就労経験のない職業に就くことを希望する新型コロナの影響による離職者の紹介予定派遣を通じた正社員化促進を図るためのキャリアアップ助成金の拡充⁷¹に、三次補正では制度要求を行い、当初予算では同様の取組に新規に 658 億円の内数が計上されている。

⁶⁴ 多言語コールセンターの設置、多言語通訳等による保健所支援、健康フォローアップの効率化等に対応したシステムの開発等を行う。

⁶⁵ そのほかには、輸入食品の適切な管理指導等を徹底するための体制強化に予算が計上されている。

⁶⁶ 令和 3 年 2 月 28 日まで特例措置を延長することとし、同年 3 月以降の対応については、雇用情勢等を総合的に考慮し改めて判断するとしていたが、緊急事態宣言の発出等を受け、更なる延長等が検討されている。

⁶⁷ 業種転換後に従事する職務に関する訓練も助成対象に追加する拡充を予定している。

⁶⁸ 就職支援ナビゲーターの増員等を行う。

⁶⁹ 就職支援ナビゲーターの担当者制による個別支援や、コミュニケーション等に課題を抱える新規学卒者等を支援する特別支援チームを活用した就職実現までの一貫した支援の強化を図る。

⁷⁰ 例えばある助成金を拡充する場合、実際に支給するのは来年度以降であっても、助成対象となる事由が発生した時点で制度が存在していなければならないため、制度のみを先に要求し、それに伴う予算は来年度予算等に計上するもの。

⁷¹ 令和 3 年度までの時限措置とすることを予定している。

新型コロナの影響による離職者の再就職や介護・障害福祉分野における人材確保を支援するため、雇用と福祉の連携による離職者への就職支援の実施⁷²に、三次補正では制度要求を行い、当初予算では同様の取組に新規に 8.5 億円が計上されている。さらに、当初予算では医療・介護・保育分野等の雇用吸収力が高い分野のマッチング支援の強化を行うためハローワークにおける専門支援窓口の拡充や、「医療・福祉分野充足促進プロジェクト」の推進のため 45 億円（同+6 億円）が計上されている。

オ 生活支援

三次補正では、個人向け緊急小口資金等の特例貸付について、新規申請受付期限を令和 2 年 12 月末から令和 3 年 3 月末まで延長するため、4,199 億円が計上されている。

当初予算では、休業等に伴う収入減少により、生活に困窮し、住居を失った又は失うおそれが生じている者に対し、入居支援や定着支援、住居確保給付金の支給等を行うため 554 億円の内数（前年度は 489 億円の内数）が計上されている。

（2）薬価改定・介護報酬改定・障害福祉サービス等報酬改定

令和 3 年度には、いわゆる毎年薬価改定、原則 3 年ごとの介護報酬及び障害福祉サービス等報酬改定が行われる。薬価改定は通常 2 年ごとに行われていたが、令和 3 年度薬価改定は、その中間年においても改定を行う⁷³毎年薬価改定の初年度である⁷⁴が、新型コロナの影響も踏まえ予定どおり薬価改定が実施されるのか、動向が注目された。

ア 薬価改定

中央社会保険医療協議会において、新型コロナの影響も踏まえ、薬価改定の前提となる令和 2 年薬価調査実施の可否等についても議論が行われた⁷⁵ところ、骨太方針 2020 は、「本年の薬価調査を踏まえて行う 2021 年度の薬価改定については、骨太方針 2018 等の内容に新型コロナウイルス感染症による影響も勘案して、十分に検討し、決定する」とした。

一方、令和 2 年 11 月 25 日に財政制度等審議会が取りまとめた「令和 3 年度予算の編成等に関する建議」（以下「建議」という。）は、令和 3 年度薬価改定について、毎年薬価改定の初年度にふさわしい改定を実現し国民負担の抑制を最大限実現する観点から、全品改定を実施すべきである旨の認識を示した⁷⁶。

⁷² ハローワークや訓練機関及び福祉人材センターの連携強化による就職支援や、介護・障害福祉分野向け訓練枠の拡充、都道府県社会福祉協議会による貸付金制度の創設等を行う。

⁷³ 平成 28 年 12 月 20 日に「薬価制度の抜本改革に向けた基本方針」が取りまとめられ、2 年に 1 回行われている薬価調査に加え、その間の年においても全品目を対象に薬価調査を行い、その結果に基づき、価格乖離の大きな品目について薬価改定を行う旨定められた。

⁷⁴ 平成 30 年度以降薬価改定は 4 年連続で行われることになることになるところ、令和元年度薬価改定は平成 30 年度と令和 2 年度の薬価改定年度の中間年であったが、消費税率引上げへの対応のため臨時的に行われたものであるため、「薬価制度の抜本改革に向けた基本方針」に基づく毎年薬価改定は令和 3 年度が初年度である。

⁷⁵ 令和 2 年 6 月 10 日の第 166 回中央社会保険医療協議会薬価専門部会では、関係業界から意見聴取が行われ、主に新型コロナの影響により医療も医薬品流通も平常時とは著しく異なる状況にあるため、中間年の薬価調査を実施する状況にないとする旨の意見が示された。同月 17 日の第 167 回会合では、診療側の委員からは実施するべきではないとする旨の意見が示された一方、支払側の委員からは現段階で実施しないという結論を出すのは不相当であるとする旨の意見が示された。

⁷⁶ そのほか、薬価と市場実勢価格の乖離に着目して対象範囲を決定するとしても、形式的な乖離率や品目数の

12月17日の大臣折衝を経て、毎年薬価改定の実現及びその内容について、次のとおり合意された。

厚生労働省が公表した令和2年薬価調査の速報値によると、平均乖離率⁷⁷は約8.0%であった。この結果を踏まえ、改定の対象範囲を乖離率5%を超える品目とした。対象品目数は12,180品目であり、全品目数の約7割である。また、令和2年薬価調査が、平成30年薬価調査の平均乖離率を0.8%上回ったことを踏まえ、これを「新型コロナウイルス感染症による影響」と見なした上で、「新型コロナウイルス感染症特例」として薬価の削減幅を0.8%分緩和する⁷⁸とした。今回の改定により、薬剤費▲4,300億円程度（国費ベースで▲1,000億円程度）を実現するとした。

イ 介護報酬改定

社会保障審議会介護給付費分科会において、感染症や災害への対応力強化、地域包括ケアシステムの推進、自立支援・重度化防止の取組の推進、介護人材の確保・介護現場の革新、制度の安定性・持続可能性の確保等について議論が行われた。

一方、建議は、新型コロナが国民生活にもたらしている影響に鑑みれば、通常の高齢化等の要因による国民負担増に加え、プラス改定により更なる国民負担増を生じさせる環境にはなく、国民負担を抑制するよう改定率を決定すべき旨の認識を示した。

最終的な改定率は、12月17日の大臣折衝を経て、+0.70%（国費ベースで+196億円）とされた。介護職員の人材確保・処遇改善にも配慮しつつ、物価動向による物件費への影響など介護事業者の経営を巡る状況等を踏まえた結果である。なお、このうち+0.05%相当分については新型コロナに対応するための特例的な評価によるものであり、令和3年10月以降については、この措置を延長しないことを基本の想定としつつ、必要に応じ柔軟に対応することとされた。

ウ 障害福祉サービス等報酬改定

障害福祉サービス等報酬改定検討チームにおいて、障害者の地域移行・地域生活の支援、効果的な就労支援や障害児者のニーズを踏まえた対応、障害児支援の推進、地域包括ケアシステムの推進、感染症や災害への対応力強化、制度の持続可能性の確保と適切なサービス提供のための報酬等の見直し等について議論が行われた。

一方、建議は、事業主の収支状況等を踏まえた報酬水準の適正化を徹底すべき旨の認識を示した。

最終的な改定率は、12月17日の大臣折衝を経て、+0.56%（国費ベースで+86億円）とされた。福祉・介護職員の人材確保・処遇改善にも配慮しつつ、感染症等への対応力強化等を踏まえた結果である。なお、このうち+0.05%相当分については新型コロナに対応するための特例的な評価によるものであり、令和3年10月以降については、この措置を延長しないことを基本の想定としつつ、必要に応じ柔軟に対応することとされた。

みではなく、乖離額に着目すべきである旨の見解等も示した。

⁷⁷ 「{(薬価×販売数量)の総和－(実販売単価×販売数量)の総和} / (薬価×販売数量)の総和」で計算される数値をいう。なお、薬価は令和2年9月時点のものである。

⁷⁸ 具体的には、通常の薬価算出式で算出される値に、改定前薬価の0.8/100に相当する額を足し合わせて得られた値を新薬価とする特例を講じた。

(3) 医療

ア 地域医療構想の推進

当初予算では、地域医療構想の実現に向け、地域医療介護総合確保基金（医療分）による支援を行うため、851 億円⁷⁹（前年度比+55 億円）が計上されている。このうち、地域医療構想推進のため令和 2 年度に創設した病床機能再編支援制度⁸⁰を地域医療介護総合確保基金の事業に位置付けるため、令和 3 年の常会に関連法案⁸¹を提出することを前提に地域医療介護総合確保基金（医療分）として 195 億円が計上されている。

イ 医師偏在対策の推進

当初予算では、医師少数区域等において一定期間勤務した医師を認定する制度⁸²が医師偏在の解消に資するよう、多くの医師が認定取得後も医師少数区域等に留まって診療を継続するために必要な支援に 4.1 億円（同+2.1 億円）、総合診療医⁸³の養成支援により、医師の地域偏在、診療科偏在の解消を促進するため 4 億円（同+1 億円）が計上されている。

ウ 医師・医療従事者の働き方改革の推進

当初予算では、地域医療において特別な役割があり、かつ過酷な労働環境となっていると都道府県知事が認める医療機関を対象とし、勤務医の労働時間短縮に向けた総合的な取組に対して助成を行うため、地域医療介護総合確保基金（医療分）のうち、95 億円（前年度は同基金として計上された 796 億円の内数）が計上されている。また、勤務環境改善や労働時間短縮等に係る先進的な取組を周知し普及の促進を図る⁸⁴ため新規に 0.1 億円、医療機関への上手なかかり方の国民への周知啓発に 2.2 億円（前年度比+0.1 億円）、勤務医の時間外労働上限規制開始に向けた「評価機能」（仮称）⁸⁵に関する制度準備等に 1.5 億円（同+0.8 億円）が計上されている。

エ 後発医薬品の使用促進

当初予算では、患者や医療関係者が安心して後発医薬品を使用することができるよう、安定供給や品質の更なる信頼性の確保、情報提供の充実や普及啓発等による環境整備などの取組状況のモニタリング等を引き続き実施するため、2.6 億円（前年度と同額）が計上されている。

オ 予防・健康づくり

当初予算では、保険者努力支援制度（国民健康保険）について、保険者による予防・

⁷⁹ 公費ベースでは 1,179 億円。

⁸⁰ 医療施設が医療機能の分化・連携の議論を踏まえた病床機能の再編を行う際、雇用や債務承継など特に困難な課題に対応するための財政支援制度。対象経費は、単独病院や複数病院の病床機能再編の取組により病床を削減する際の支援や、病院統合に伴って引き継がれる残債務をより長期の債務に借り換える際に発生する支払利息の全部又は一部に相当する額等である。

⁸¹ 消費税財源を充当し、引き続き病床機能の再編の支援を行うためのものである。

⁸² 令和 2 年 4 月 1 日より施行された、医療法第 5 条の 2 に基づく制度である。

⁸³ 地域において幅広い領域の疾患等を総合的に診ることができる医師。

⁸⁴ 具体的には、好事例を実施している医療機関による講演等を行う予定である。

⁸⁵ 平成 31 年 3 月 28 日に取りまとめられた「医師の働き方改革に関する検討会」報告書において、「地域医療提供体制の実情も踏まえ、当該医療機関における医師の長時間労働の実態及び労働時間短縮の取組状況を客観的に分析・評価し、当該医療機関や都道府県に結果を通知し、必要な取組を促す機能」とされた。

健康づくり等に関する取組を強力に推進するため1,412億円（前年度と同額）が計上されている。また、特定健康診査の対象者以外の者⁸⁶の事業主健診の情報をマイナポータル等を通じて自らの保健医療情報として閲覧可能とするためのシステム構築に向けた調査研究の実施に新規に0.4億円が計上されているほか、データ等を活用した予防・健康づくりの健康増進効果等に関するエビデンスを確認・蓄積するための大規模実証事業の実施に11億円（前年度比+3.7億円）、保険者とかかりつけ医等の共働による加入者の予防健康づくりの実施⁸⁷に新規に1億円が計上されている。

カ 医療保険制度の運営確保

各医療保険制度などに関する医療費国庫負担のため、厚生労働省予算として当初予算では11兆7,607億円（同▲1,013億円）が計上されている。また、三次補正では、国民健康保険料の減免等を行った市町村等に対する財政支援のため397億円が計上されているほか、当初予算では、国民健康保険への財政支援に3,104億円（前年度と同額）、被用者保険への財政支援に820億円（前年度と同額）が計上されている。

（４）介護

ア 介護の受皿整備、介護人材の確保

三次補正では、介護分野への参入促進のためのプッシュ型情報提供体制の強化に6.9億円、介護・福祉分野におけるデジタル化・データ連携の推進のため36億円、介護・障害福祉分野におけるロボット等導入支援に5.3億円⁸⁸が計上されている。

当初予算では、地域医療介護総合確保基金（介護分）の実施のため549億円⁸⁹（前年度と同額）が計上されている。また、介護分野における生産性向上の推進のため8.4億円（前年度比▲0.8億円）が計上され、そのうち介護ロボット開発等加速化事業に5億円（前年度と同額）、ICTを活用した介護情報連携推進事業⁹⁰に1.1億円（前年度比+0.4億円）が計上されているほか、介護職員の処遇改善の促進⁹¹に508億円（前年度と同額）が計上され、地域医療介護総合確保基金（介護従事者確保分）として計上されている137億円の一部を用いて、「福祉系高校修学資金貸付事業」を創設し福祉系高校に通う学生に対する支援を行うとともに、「介護分野就職支援金貸付事業」を創設し他業種で働いていた者等多様な人材の介護分野への参入の促進を図るとしている。

⁸⁶ 40歳未満の者を指す。

⁸⁷ 医療保険者とかかりつけ医等が加入者の健康面や社会生活面の課題について情報共有しながら、加入者の重症化予防に必要な栄養指導等の保健指導や地域社会で行っている相談援助等の活用を推進する。

⁸⁸ このほか、令和2年度予算の既定経費を用いて、介護施設等に対する介護ロボットの導入支援について補助対象の追加や一定の要件を満たす補助率の引上げ、地域医療介護総合確保基金を活用したICTの導入支援について一定の要件を満たす事業所への補助率の引上げ等を行う。

⁸⁹ 公費ベースでは824億円。

⁹⁰ 地域における多職種・多機関参加型の情報共有の実証検証や事例報告会を開催するほか、医療機関と介護事業所間の情報連携のための情報基盤に関する調査研究等を行う。

⁹¹ 介護職員処遇改善加算の新規取得等に向けた支援や介護職員等特定処遇改善加算を中心とした加算の取得拡大を図るため、事業所への個別の助言・指導等の取組の強化等を行う。

イ 自立支援・重度化防止に向けた取組の強化

当初予算では、保険者による高齢者の予防・健康づくり等に資する取組を交付金⁹²により強力に推進するため400億円（前年度と同額）が計上されているほか、科学的介護の実現に資する取組の推進に6億円（前年度比+1億円）が計上されている。

ウ 介護保険制度による介護サービスの確保

当初予算では、地域包括ケアシステムの実現に向け、介護を必要とする高齢者の増加に伴い、在宅サービス、施設サービス等の増加に必要な経費を確保するため3兆393億円（同+846億円）が計上されている。

（5）子ども・子育て支援

ア 保育の受皿整備・保育人材の確保

三次補正では、保育の周辺業務や補助業務に係るICT等を活用した業務システムの導入等を支援するため14億円、保育所等整備交付金⁹³や保育所等改修費等支援事業⁹⁴による補助により、待機児童解消に向けた保育の受皿を整備するため317億円が計上されている。

当初予算では、保育の受皿整備・保育人材の確保等のため969億円（前年度比▲116億円）が計上され、そのうち「新子育て安心プラン」に参加する自治体においても保育所の補助率のかさ上げ等を継続して実施するとともに、利用者の利便性向上のための改修や、より良い保育環境の整備のための改修等も補助対象に加えるため602億円（同▲165億円）、保育士・保育の現場の魅力発信の支援や保育士の業務負担の軽減・働き方の見直しによる魅力ある職場づくりの支援等のため191億円（同+1億円）が計上されている。

イ 不妊症・不育症に対する支援の推進

不妊治療の保険適用までの間、現行の不妊治療に対する助成措置を大幅に拡充することとしているが、可能な限り早期にその拡充を図るため、三次補正に令和3年1月から3月の拡充分及び令和3年度の12か月分に対応する370億円が計上されている。拡充内容は、所得制限の撤廃、1回当たり30万円への助成額の引上げ、1子ごとに6回までへの助成回数の引上げ等である。拡充の適用対象は令和3年1月1日以降に終了した治療である。

当初予算では、不育症患者の経済的負担の軽減や不育症検査の保険適用の推進のため不育症検査に対する助成に新規に12億円、小児・AYA世代のがん患者等の妊よう性温存療法のための支援に新規に11億円、不妊治療を受けやすい職場環境を整備するための事業主向けセミナーの実施や不妊治療のために利用できる特別休暇制度を新たに導入する中小企業事業主に対する助成等のため5億円（同+4.8億円）が計上されている。

⁹² 介護保険保険者努力支援交付金に200億円、保険者機能強化推進交付金に200億円が計上されている。

⁹³ 市区町村が策定する整備計画に基づき、保育所、認定こども園及び小規模保育所に係る施設整備事業及び保育所等の防音壁設置の実施に要する経費に充てるため、市区町村に交付する交付金。

⁹⁴ 賃貸物件を活用して保育所等を設置する際や、幼稚園において長時間預かり保育を実施する際、認可外保育施設が認可保育所等の設備運営基準を満たすために必要な改修費等の一部を助成するもの。

ウ 母子保健医療対策の推進

当初予算では、成育基本法を踏まえた母子保健医療対策の推進のため 159 億円（同▲118 億円⁹⁵）が計上されている。このうち、子育て世代包括支援センターの設置促進や産後ケア事業の更なる充実、若年妊婦等に対する支援、産前・産後母子支援事業の推進等に 101 億円（同+14 億円）、予防のための子どもの死亡検証体制整備に 1.3 億円（同+0.7 億円）が計上されている。

エ 児童虐待防止対策・社会的養育の推進

三次補正では、「支援対象児童等見守り強化事業」⁹⁶の実施に対する財政支援の継続に 36 億円、児童相談所等における ICT 化の推進や児童虐待に関する全国統一の情報共有システムの整備等に 57 億円が計上されている。

当初予算では、児童虐待防止対策・社会的養育の迅速かつ強力な推進のため 1,735 億円（同+4 億円）が計上されている。そのうち、児童福祉司の人材確保の推進のため通信課程（1 年）を活用した任用資格の取得を支援する事業の創設や地域における子どもの見守り体制の強化等や、里親養育包括支援事業の補助率のかさ上げや養子縁組民間あっせん機関に対する支援の拡充等に予算が計上されているほか、モデル事業として実施してきた若年被害女性等支援事業⁹⁷の本格実施等のため 236 億円（同+30 億円）が計上されている。

また、社会的養育の充実のため、児童養護施設等の小規模かつ地域分散化や職員配置基準の強化を含む高機能化等の推進による質の向上や、虐待を受けた子どもなど社会的養護が必要な子どもの増加への対応のため受入児童数の拡大に消費税財源を活用し 237 億円⁹⁸（前年度と同額）が計上されている。

（6）労働環境の整備・生産性の向上、多様な人材の活躍支援

ア 柔軟な働き方がしやすい環境整備

当初予算では、適正な労務管理下における良質なテレワークの普及促進のため、ガイドラインに沿った事業主の取組を促すとともに、テレワークを実施する中小企業への支援を充実するため 28 億円（前年度比+25 億円）が計上されている。また、雇用類似の働き方の者と発注者等との契約等のトラブルについて、関係省庁と連携して相談できる窓口の整備のため 8,600 万円（同+100 万円）、副業・兼業を行う労働者の健康確保に取り組む企業に対する支援等に 2.4 億円（前年度と同額）が計上されている。

イ 最低賃金の引上げ、雇用形態に関わらない公正な待遇の確保

三次補正では、最低賃金の引上げに向けた中小企業・小規模事業者等への支援等のた

⁹⁵ 令和 2 年度当初予算では成育基本法を踏まえた母子保健医療対策の推進の項目で不妊治療への助成が計上されていたが、令和 3 年度当初予算ではこの項目では不妊治療への助成は計上されず、三次補正において 370 億円が計上されたため、見かけ上は前年度と比較して大きく減額されている。

⁹⁶ 要保護児童対策地域協議会の支援対象児童等として登録されている子ども等の居宅を訪問するなどし、状況の把握や食事の提供、学習・生活指導支援等を通じた子どもの見守り体制を強化するもの。

⁹⁷ 公的機関と民間支援団体が連携してアウトリーチによる相談支援や居場所の確保等を行う事業。

⁹⁸ 公費ベースでは 474 億円。

め、コロナ禍において大幅な賃金引上げが難しい中でも、賃上げに取り組む中小企業・小規模事業者の生産性向上を支援するため、業務改善助成金の更なる拡充⁹⁹等を行うため 608 億円が計上されている。

当初予算では、中小企業・小規模事業者の生産性向上を図るため、助成金の拡充により業務改善や生産性向上に係る企業のニーズに応え、その賃金引上げの支援等を行うため 96 億円（前年度比▲9 億円）が計上されている。また、同一労働同一賃金の取組の周知・相談支援に 80 億円（同▲23 億円）、「未払賃金立替払制度」¹⁰⁰について、必要な原資の確保や事務処理体制の整備等迅速化のための対策の推進に 222 億円（同+143 億円）、被用者保険の適用拡大¹⁰¹に当たっての周知・専門家活用支援に 7.6 億円（同+5 億円）が計上されている。

ウ 職場における感染防止対策等の推進

当初予算では、新型コロナに関連する職場のメンタルヘルス不調等に伴う相談に対応するための相談体制の拡充や高齢労働者の感染防止対策を推進するため、社会福祉施設や飲食店等における利用者等と密に接する業務を簡素化するための設備の機械化等に係る経費の補助等のため 10 億円（同+5.2 億円）が計上されている。

エ 多様な人材の活躍支援

三次補正では、子育て中の女性等の求人等の確保、就職氷河期世代、障害者、外国人等の就職支援の強化、シルバー人材センターにおける就業機会の確保等のため 9.1 億円が計上されている。

当初予算では、女性の活躍支援等のため、子育て等により離職した女性の再就職の支援に 40 億円（前年度と同額）、男性の育児休業取得を促進する枠組み等の検討及び周知・支援¹⁰²のため 136 億円（前年度比+10 億円）が計上されている。

就職氷河期世代に対する支援について、ハローワークにおける専門窓口の拡充や専門担当者のチーム制による伴走型支援等に 17 億円（同+2 億円）、就職氷河期世代の活躍支援のための都道府県プラットフォームを活用した支援等に 6.4 億円（同+0.8 億円）が計上されている。

障害者に対する支援について、障害者の法定雇用率の引上げ¹⁰³に伴い、障害者の雇用経験や雇用ノウハウが不足している企業等に対する支援やリモート面接等に必要な設備

⁹⁹ 生産性を向上させ、事業場内の最低賃金を一定額引き上げる中小企業・小規模事業者等に対し、その業務改善に要した経費の一部を助成する制度であり、新規に 20 円コースを設ける等の措置を講じる。

¹⁰⁰ 企業が倒産したために賃金が支払われないまま退職した労働者に対して、未払賃金の一部を事業主に代わって支払う制度。

¹⁰¹ 令和 2 年の国民年金法等の改正により、短時間労働者を被用者保険の対象とすべき事業所の企業規模要件について、現行の 500 人超より、令和 4 年 10 月 1 日から 100 人超、令和 6 年 10 月 1 日から 50 人超へと引き下げられることとなった。

¹⁰² 配偶者の出産直後の男性の休業を促進する枠組みの導入等により、男性の育児休業取得を促進するための制度改正についての検討や、配偶者が出産を控えた男性労働者等に対する育児休業の意義・目的の周知や、企業に対する男性の育児休業等の取得促進に対する支援等を実施する。そのほか、介護離職防止に向けた取組も実施する。

¹⁰³ 令和 3 年 3 月 1 日から、民間企業は 2.3%、国・地方公共団体等は 2.6%、都道府県等の教育委員会は 2.5% となる。

の導入支援等に137億円(同+2億円)、テレワークの形式で障害者をトライアル雇用する場合、最長6か月まで期間を延長可能とするため15億円(同+3億円)が計上されている。

高齢者に対する支援について、70歳までの就業機会確保に向けた環境整備や高年齢労働者の処遇改善を行う企業への支援に79億円(同+37億円)、シルバー人材センターなどの地域における多様な就業機会の確保に183億円(同▲20億円)が計上されている。

外国人に対する支援について、ハローワーク等における多言語相談支援体制の整備に8.3億円(同+3.4億円)、外国人技能実習生の実地検査や相談支援の適切な実施に62億円(同▲2億円)が計上されている。

(7) 社会福祉サービス等

ア 生活保護制度の適正実施

当初予算では、生活保護に係る国庫負担に要する経費として、2兆8,218億円(前年度比▲1億円)が計上されている。また、レセプトを活用した医療扶助の適正化や収入資産調査の充実強化等による認定事務の適正化等を実施する地方自治体の支援等による生活保護の適正実施の推進に161億円(同+1億円)が計上されている。

イ 重層的支援体制の推進

当初予算では、令和2年に改正された社会福祉法に基づき、市町村における包括的な支援体制を整備するため、対象者の属性を問わない相談支援、多様な参加支援の推進、地域づくりに向けた支援を一体的に行う重層的支援体制整備事業の実施のため新規に76億円が計上されている。また、市町村による同事業の実施に向けた準備支援、都道府県による市町村への後方支援、同事業に従事する人材養成のため40億円(同+1億円)が計上されている。

ウ 障害福祉サービス

三次補正では、生産性向上の取組を促進し、安全・安心な障害福祉サービスを提供できるよう、障害福祉サービス事業所等におけるICT導入を支援するため3.3億円が計上されている。

当初予算では、障害児・障害者が地域や住み慣れた場所で暮らすために必要な障害福祉サービス等を総合的に確保するための経費として1兆6,789億円(同+947億円)が計上されている。また、障害者の理解促進や意思疎通支援などについて、地域の特性や利用者の状況に応じた事業の拡充を図るため513億円(同+8億円)が計上されている。

(8) 年金

当初予算では、基礎年金の国庫負担分や年金生活者支援給付金¹⁰⁴の支給等に要する費用として、12兆6,213億円(前年度比+1,598億円)が計上されている。また、日本年金機構における厚生年金保険の適用促進対策や国民年金の保険料収納対策の推進、被用者保険

¹⁰⁴ 全額国庫負担であり、消費税財源を活用し当初予算では5,220億円が計上されている。

の適用拡大に当たっての周知・専門家活用支援等のため 3,270 億円（同+16 億円）が計上されている。

（9）その他

ア B型肝炎訴訟の給付金などの支給

B型肝炎ウイルスの感染被害を受けた方々への給付金などの支給に万全を期すため、社会保険診療報酬支払基金に設置した基金に、給付金などの支給に必要な費用の積み増しを行うため三次補正では 34 億円、当初予算では 1,173 億円（前年度比▲14 億円）が計上されている¹⁰⁵。

イ 水道の基盤強化

三次補正では、「防災・減災、国土強靱化のための 5 か年加速化対策」¹⁰⁶の事業として、水道施設の耐災害性強化対策や上水道管路の耐震化対策等に 390 億円が計上されている。

当初予算では、水道の耐災害性の強化及び水道事業の広域化、安全で良質な給水を確保するための施設整備や、水道事業の I o T 活用等を図るため 395 億円¹⁰⁷（前年度と同額）が計上されている。

5. おわりに

団塊の世代が後期高齢者となり始める令和 4 年や高齢者数がピークを迎える令和 22 年を前に、人生 100 年時代の到来や進行する少子高齢化への対応が課題となる中、これまで政府は社会保障・税一体改革の実施や全世代型社会保障検討会議の設置等により、給付と負担の両面から社会保障制度改革に向けた取組を行ってきた。

令和 2 年には、骨太方針 2020 における給付と負担の在り方を含めた社会保障の総合的かつ重点的に取り組むべき政策の取りまとめや、全世代型社会保障検討会議の最終報告等により、今後の社会保障制度改革の道筋が示されるものと期待されていた。

しかし、新型コロナの影響により予算編成では極めて異例な対応が取られ、実態としては社会保障制度の持続可能性に今まで以上の負荷がかかることになった。また、新型コロナへの対応が喫緊の課題であったため、社会保障制度改革について必ずしも将来を見据えた議論ができたとは言い難い状況であったとも言えよう。

コロナ禍により、社会保障制度の重要性や持続可能性強化の必要性が改めて認識された一方、医療提供体制の維持等の社会保障の新たな課題が浮き彫りになった。社会保障制度を維持していくためにも、本来骨太方針 2020 で示されるべきだった給付と負担の在り方の見直しやコロナ禍で新たに明らかになった課題等を踏まえ、今後の社会保障制度改革に向けて真剣に議論をすべき時期を迎えている。

（やすい はじめ）

¹⁰⁵ 現行の B 型肝炎特措法に基づく給付金等の請求期限が令和 4 年 1 月 12 日までであるところ、同請求期限を令和 8 年度末まで延長するための法案が提出される見込みである。

¹⁰⁶ 令和 2 年 12 月 11 日閣議決定。

¹⁰⁷ 三次補正、当初予算のいずれも他省庁分を含む。